令和８年（フ）第６４号
秋田県能代市字長崎194番地７
債務者　井幡　雄哉
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第３７号
福島県石川郡古殿町大字山上字中井83番地
債務者　水野　光子（旧姓滝田）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
茨城県守谷市本町411　ヒルサイド守谷101
債務者　玉田　亮裕
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７５号
茨城県潮来市日の出１丁目25番地３　県営浪逆アパート10―302
債務者　杉本　美穂（旧姓中野）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第７８号
茨城県鹿嶋市平井南52番地　県営鹿島アパート３－２－８
債務者　小堀　早苗
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市上戸祭町420番地５　堀ハイツ３　206、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町687番地１　サンライトＤ203
債務者　高橋　正子（旧姓上野・井上）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０１号
栃木県鹿沼市磯町123番地
債務者　川島　利江（旧姓山崎）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５８０号
栃木県宇都宮市戸祭町2135番地　コスモスハイツ戸祭203
債務者　橋本美千代
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５８８号
栃木県宇都宮市上戸祭町59番地26　コーポ池田105号室
債務者　小林　康明
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５９１号
栃木県芳賀郡市貝町大字上根1233番地12、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字市塙4472番地184
債務者　塙　　悠那
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２１号
埼玉県行田市大字持田4811番地　住宅型有料老人ホーム　アズーロ
債務者　小田中則子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５９号
新潟市北区太夫浜新町２丁目８番30号　ヴィラドルフィン201号
債務者　塚野　翔太
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５３号
新潟市東区中山２丁目７番19号　フリージアＡ103号
債務者　佐藤　敬史
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
長野市平林１丁目12番20―107号　サンライズハイツ平林
債務者　寺島　優美（旧姓小林）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
長野市丹波島３丁目770番地３　メゾンきら201号
債務者　里井　　蒼（旧姓冨岡）
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８６号
岐阜市深坂１丁目３番地（エステイトピア５－Ⅰ）、前住所岐阜県本巣郡北方町柱本３丁目85番地
債務者　髙木　　彰
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町清水207番地１　ブリッサａ101号室
債務者　山口　卓哉
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係